

昭和42年10月1日 制定  
最近改正 令和4年4月1日

## 大阪市身体障がい者相談員設置要綱

### (目的)

第1条 大阪市身体障がい者相談員（以下、「相談員」という。）は、身体障がい者の相談に応じ、必要な指導や援助を行うとともに、各区保健福祉センターなどの行政機関に協力し、障がい者福祉について積極的に啓発・普及活動をすすめ、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「相談員」とは、身体障害者福祉法第12条の3で定める身体障がい者相談員をいう。

### (業務の委嘱)

第3条 区長は、相談員を推薦するにあたり「大阪市身体障がい者相談員候補者調書（様式第1号）」を作成する。

2 大阪市長（以下、「市長」という。）は、各区長の推薦のあった者に対して、「委嘱状」（様式第2号）及び「大阪市身体障がい者相談員証」（様式第3号）を交付するとともに、第5条に掲げる業務を委嘱するものとする。

### (相談員の推薦基準)

第4条 区長が相談員を推薦する場合は、次の事項を十分に留意し、単に名誉職の選任としてではなく真の適格者を求めることが主眼とし、関係各機関と協議のうえ、原則として、身体障がい者のうちから適切と認められる者を推薦するものとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、身体障がい者の福祉増進に熱意を持っている人。
- (2) 生活経験が豊富で、人格・識見が高く、円満な常識と条理をわきまえ、気軽に相談できる人。
- (3) 地域の実情に明るく、社会的信望があり、地域の人たちの協力を得られる人。
- (4) 新たな者を相談員として選任する場合には、原則として65歳未満の者とするよう努めること。また、現任の相談員を再任する場合には、できる限り、75歳未満の者を選任するよう努めること。

(相談員の業務内容)

第5条 相談員の業務内容は、次の各号に掲げることとする。

- (1) 地域の身体障がい者が身体障害者福祉法等関係法規に定める援助と必要な保護を受けることができるよう相談に応じ、必要な助言や指導を行うこと。
- (2) 身体障がい者の地域における活動の中心となり、その活動の推進を図ること。
- (3) 身体障がい者の福祉の向上について、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体障がい者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図りその福祉理念の啓発に努めること。
- (5) その他前各号に付帯する業務を行うこと。

(相談員の業務上の義務)

第6条 相談員の業務上の義務は、次の各号に掲げることとする。

- (1) 相談員は、その業務を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 相談員は、その業務を行うにあたり、人種、性別、社会的地位等により差別してはならない。
- (3) 相談員は、その業務を行うにあたり、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、民生委員等の関係機関と常に緊密な連携を保つよう努めなければならない。
- (4) 相談員は、その業務上の地位を政治的、宗教的、商業上の利益のために利用してはならない。
- (5) 相談員は、その業務を行うにあたっては、相談員証を常に携行しなければならない。
- (6) 相談員は、常に人格識見の向上とその業務遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(相談員の任期)

第7条

- (1) 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の解嘱)

第8条 市長は、相談員から「辞退届」（様式第4号）の提出があった場合及び相談員が次の各号の1に該当すると認める場合、前条の規定にかかわらず「解嘱状」（様式第5号）の交付をもって、当該相談員に対する業務の委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員にふさわしくない非行のあった場合

(相談員の業務分担)

第9条 相談員は、主としてその区域内において業務を行う。

- 2 相談員は、その区域内での住所変更や氏名及び電話番号の変更がある時は、「変更届」(様式第6号)を各区保健福祉センターへ提出するものとする。

(業務報告)

第10条 相談員は、相談業務の内容について、「ケース記録簿」(様式第7号)に記録保存し、「業務報告書」(様式第8号)を年2回(4月・10月)各区保健福祉センターを経由して市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については業務を所管する課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和42年10月1日から施行する。  
2 この要綱の適用範囲は、北区、福島区、中央区、港区、天王寺区、淀川区、東成区、旭区、城東区、阿倍野区、住之江区、東住吉区、平野区、並びに西成区とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。  
ただし、この要綱による改正後の第4条第4号の規定については、平成14年10月1日から適用。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第10条の業務報告書の提出については、附則に掲げる規定の施行の日以後も、なお当分の間、従前の様式第8号の使用を認める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 大阪市身体障がい者相談員候補者調書

令和 年 月 日

1	ふりがな 氏名					男・女
2	生年月日	年月日生満歳				
3	住所	TEL ( ) - 番(自宅・職場・呼)				
4	障がい名					
5	障がい程度	手帳番号		号	種	級
6	職業 勤務時間 又は形態					
7	公職					
8	身体障がい者 関係団体役職	団体名		主たる役職	就任期間	年力月
9	相談員経歴	新任 ・ 再任 (前・元)	前・元の 就任期間	・ ~ ・ ~ ・	年 月	年 月 計 年 年 月 力年 年 月
10	参考事項 (必ず記載のこと)					

注 公職は、公選もしくはこれに準ずるもので、身体障がい者関係団体については除くこと。  
参考事項は、人柄、信望、健康状態、身体障がい者の場合の介護の必要性などについて、区長の意見を記載のこと。

様

大阪市身体障がい者相談員を  
委嘱します

期間は令和 年 月 日まで  
とします

令和 年 月 日

大阪市長

 大阪市身体障がい者相談員証  氏名 住所	第 号	注 意
<p>上記の者は、身体障害者福祉法第12条の3に定める相談員であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日 大阪市長</p>		<ol style="list-style-type: none"><li>この証明書は、大阪市身体障がい者相談員として業務を行う場合には、必ず携行し、関係者からの請求があったときには、いつでも呈示しなければならない。</li><li>この証明書は、他人に貸与し又は譲渡することはできない。</li><li>この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。</li><li>この証明書は、資格を失ったとき又は有効期間を経過したときは、すみやかに発行者に返還しなければならない。</li><li>この証明書の有効期間は、令和 年 月 日までとする。</li></ol>

様式第4号

令和 年 月 日

大阪市長様

住所  
氏名

## 辞退届

私は、下記のとおり、大阪市身体障がい者相談員を辞退いたしたく、ここに届出をいたします。

記

1 理由

様

大阪市身体障がい者相談員の  
委嘱を解きます

令和 年 月 日

大阪市長

様式第6号  
令和 年 月 日

大阪市長様

住 所  
氏 名

## 変更届

私は、下記のとおり届出をします。

記

1. 事由発生年月日	令和 年 月 日		
2. 変更内容	住所変更 (区内)	氏名変更	電話番号変更
	新		
	旧		

## ケース記録簿

対象者 氏名		男 ・ 女	明治 大正 昭和 平成 令和	年月日	住 所
月日	曜日	相談内容			処理事項

(相談員の方で保管してください)

## 業務報告書

令和 年 月 日

大阪市長様

住所

氏名

委託された業務について、次のとおり報告します。

記

- 身体に障がいのある人の家庭における養育、生活等に関する相談について  
(詳細は別紙による)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

2. 身体に障がいのある人の施設入所、就学、就職等に関する相談で、関係機関に連絡したことについて

---

---

---

---

---

---

3. 身体に障がいのある人に関する理解の普及に努めたことについて

---

---

---

---

---

---

4. その他、関連する業務を行ったことについて

---

---

---

---

---

---

※ この業務報告書の内容によりがたい場合は、1年間の活動を通じての感想、意見、希望に変えることができる。

別紙